



那覇市災害 ユイまー登録制度をご存じですか?



～災害等の緊急時に 迅速な救護を行うために～



市では、高齢者や身体に障がいをお持ちの方などの個人情報(病気などの状態や日常生活を営むうえで、注意が必要なことなど)を那覇市消防本部に登録することで、災害時または事故などの緊急時に、円滑・迅速な救援活動を行うための「那覇市災害ユイメール登録制度」を実施してまいります。

登録対象者

- ① 那覇市内に在住の方
- ② 緊急時に、自力で避難等が困難な方、災害や事故の認知・通報が困難な方
- ③ ①と②を満たし、なおかつ
 - ・一人住みの高齢者(65歳以上)
 - ・高齢者のみの世帯に属する・障害者手帳を持っている
 - ・その他緊急時に、避難・救護等の支援が必要と想定される方

次のいずれかに該当する方

・一人住みの高齢者

・高齢者のみの世帯に属する

・障害者手帳を持っている

・その他緊急時に、避難・救護等の支援が必要と想定される方

・一人住みの高齢者

・高齢者のみの世帯に属する

・障害者手帳を持っている

・その他緊急時に、避難・救護等の支援が必要と想定される方

- ※「登録カード」は、確認しやすい場所に掲げることができ、持ち歩くことができます。
- ※「登録シール」は、住宅入口の扉おもての床から1メートル以上の部分に貼ります。

登録シール



平成16年度 乙種防火管理者資格取得講習会

日時 8月17日(火) 9:00～17:00
 場所 那覇市消防本部4階 講堂(那覇市銘苅2丁目3番8号)
 受講資格 那覇市民または那覇市内の事業所に勤務する者
 受付期間 7月12日(月)～8月6日(金)
 ※定員50名に達し次第締め切ります。
 受付場所 那覇市消防本部4階 予防課 予防係
 ※電話・Eメール・FAXでの申込はできません。
 ※申込時に、写真2枚(タテ2.5cm×ヨコ2cm 最近撮影したもので、無帽姿・胸から上の三分身像)
 受講料 無料 ※ただし、テキスト代として1,680円
 ※駐車スペースが少ないので、公共交通機関をご利用ください。
 問い合わせ先 那覇市消防本部 予防課 予防係 ☎867-0212



助成団体募集! 社会福祉活動をしている団体のみなさんへ 平成17年度「那覇市地域福祉基金」第7回公益信託「あけもどろ福祉基金」

市では、市民または県民のみなさんの健康や福祉の向上を目的とした社会福祉活動を行う団体に、助成金を交付する団体を募集しています。希望する助成金の内容、または応募資格を確認のうえ応募ください。

●那覇市地域福祉基金事業

【応募資格】

那覇市において社会福祉に係る活動実績が1年以上あるものを限度。

【応募期間】

8月2日(月)～9月30日(木)

【対象事業】

1. 在宅福祉等の普及及び向上に関する事業

2. 健康、生きがいづくりの推進に関する事業

3. ボランティア活動の活発化に関する事業

4. その他高齢者保健福祉事業等の向上に関する事業

5. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

6. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

7. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

8. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

9. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

10. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

11. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

12. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

13. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

14. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

15. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

16. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

17. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

18. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

19. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

20. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

21. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

22. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

23. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

24. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

25. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

26. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

27. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

28. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

29. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

30. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

31. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

32. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

33. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

34. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

35. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

36. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

37. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

38. その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

【助成金】

1事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

2事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

3事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

4事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

5事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

6事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

7事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

8事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

9事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

10事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

11事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

12事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

13事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

14事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

15事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

16事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

17事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

18事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

19事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

20事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

21事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

22事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

23事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

24事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

25事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

26事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

27事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

28事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

29事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

30事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

31事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

32事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

33事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

34事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

35事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

36事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

37事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

38事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

39事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

40事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

41事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

42事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

43事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

44事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

45事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

46事業あたり助成対象経費の9割の範囲内で、100万円を限度。

①ふれあいコール

市内在住の一人暮らしのお年寄りの方に定期的に電話をかけ、安否確認を行なうサービスを行っています。

もし、利用者に急病等の緊急事態が発生し、最寄りの方と連絡がとれない場合には、タクシーを派遣し、安否を確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

確認します。

「那覇市地域健康づくり活動補助金交付」申請自治会募集

市民が生涯にわたって地域でいきいきとした生活を送るためには、ひとりひとりが自主的に生活習慣病の予防を回り、積極的な健康づくりを行うことが重要です。そこで、地域が主体となって行う健康づくり活動を応援するために、補助金を交付します。

対象団体 那覇市と連絡事務委託契約をしている自治会

申請方法 活動計画書及び予算書を提出(様式あり)

申請締切 7月30日(金)

交付自治会の決定 8月上旬書類の審査及び公開ヒアリングにて審査し決定

活動期間 平成16年8月上旬～平成17年3月末日

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

お問い合わせ 那覇市保健センター ☎858-1456

高齢者筋力向上トレーニング事業のお知らせ

高齢者筋力向上トレーニング事業を9月から3か月間実施します。専門指導員のもと、トレーニングマシンを使って筋力向上をはかり、寝たきりになることを防ぐための事業です。

対象者 那覇市内に居住する65歳以上の在宅の方で

1. 虚弱高齢者で介護認定を受けていない方

2. 介護保険の要支援、要介護1・2でデイケア訪問リハビリを利用していない方

募集人数 90人(応募者多数の場合は抽選)

募集期間 平成16年7月9日(金)～26日(月)

申込先 ちゃーがんじゅう課 各在宅介護支援センター(市内10カ所)

お問い合わせ ちゃーがんじゅう課在宅福祉係 ☎862-9010

お問い合わせ ちゃーがんじゅう課在宅福祉係 ☎862-9010

お問い合わせ ちゃーがんじゅう課在宅福祉係 ☎862-9010

お問い合わせ ちゃーがんじゅう課在宅福祉係 ☎862-9010

お問い合わせ ちゃーがんじゅう課在宅福祉係 ☎86